

道路工事を実施します

(都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

- 町道3号線道路舗装補修工事
工事期間 8月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 坂間工業所(株)



町道9号線道路舗装補修工事

- 工事期間 8月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 松沼建設(有)



お問い合わせ

都市建設課 建設管理G

☎(84)33347 (直通)

交通安全優良運転者表彰の申し込みを受付します

(生活安全課)

次の①～③の条件を満たす運転者を優良運転者として、警察署長及び境地区交通安全協会長連名表彰に上申します。

- ①五霞町に居住し、境地区交通安全協会の会員である運転者
- ②自動車運転免許証(原付免許及び自動二輪車含む)取得後10年以上であり、過去5年以上無事故・無違反である運転者
- ③常時、自動車(原付以上)を乗用し、安全運転を励行するなど他運転者の模範である運転者

お申し込み方法

免許証、印鑑を持参し、8月31日(水)午後5時までに生活安全課まで来庁ください。

注意事項

資格の無い(過去5年以内に交通違反等をした方)申込者及び、以前に同様の表彰を受けた方は該当しませんので各自ご確認ください。また、上申後に境地区交通安全協会が審査し受賞になりますので、該当しなかった場合はご

了承願います。

お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618 (直通)

8月～11月は県下統一の農地パトロール月間です

(農業委員会)

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、耕作放棄地の発生防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」(農地の巡回点検指導)を実施しています。

また、農業委員会は耕作放棄地や無断転用地が確認された場合、委員会として農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行うほか、耕作者や土地所有者に対し、農地の利用意向調査を実施し、その結果によって農業担い手等へ農地を集積するための取組を推進します。

大切な資源を次世代へつなぐために、皆さんの力で農地を守っていきましょう。

農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など、農地以外の目的に利用する

場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

違反すると罰則の適用もあります

許可を受けずに行った農地の転用行為は、農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事から工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

農業の適正な使用をお願いします

(産業課)

夏になり農業を使用する機会が増えますが、農業の使用は必要最低限にとどめ、農業以外の方法も検討しましょう。

農業を使用する際は、商品のラベルに記載してある注意事項を必ず確認してください。使い慣れた農業であっても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など忘れていることがないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

あぶない! 用水路やため池で遊ばないで!

(産業課)

農作業が盛んになる4月から9月にかけて、用水路やため池の水位が高くなり、場所によっては水深が1メートル以上になる場合もあります。

痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが用水路やため池で遊ばないように、ご家族で話し合ってください。また、こうした場面を見かけたら、お声がけをお願いします。

お問い合わせ

五霞土地改良区 ☎(84)0005

広報ごかに広告を掲載しませんか?

この枠は半枠です

規格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 広報担当 内線214

(広告)